

[優秀賞]

再度の執行猶予 自分の道を選択しながら生きること

高見智恵子 たかみ・ちえこ 東京弁護士会・70期

はじめに

65歳の男性が、スーパーでジュース1本を万引きした事件である。配点の電話が来たとき、私は起訴猶予で終わると思っていた。しかし、そう簡単には終わらなかった。この事件は、後に述べるように、私に国選弁護人制度の限界、身体拘束の意義、弁護活動のあり方を考えさせるものとなった。果たして私のその時々選択は正しかったのだろうか、悩み続けた。

複雑な家族の想い

「困っていることはありますか」と尋ねると、模擬接見では大抵、「休めない仕事があつて……」と返ってくる。私が、弁護士になって初めて国選事件で担当したAさんから返ってきた言葉は、「入れ歯安定剤がなくて困っています」だった。Aさんは、半年前に窃盗未遂で懲役1年2月、執行猶予3年の判決を受けていた。今回、その執行猶予中にスーパーでジュースを万引きして逮捕勾留された。私はAさんに事件について質問していて気がついた。受け答えの間が独特なのは、入れ歯が入っていないからではなく、きっと何かの病気がある。実際、Aさんは数十年前から統合失調症を患って入退院を繰り返し、病院に定期的に通院していた。

初回接見後、私は、Aさんと同居している家族に「Aさんが警察署に差し入れをしてほしいと言っています」と連絡した。すると、Aさんの家族は電話口で、「差し入れも面会もしたくない。ずっと迷惑をかけられてきた。電話がかかってくるたびに、また問題を起こしたのではないかと、家族みんな気が気ではない日々を長い間過ごしてきた。このまま刑務所に行って、帰ってきてほしくないと思っている。身元引受人には

絶対にならないし、何も協力しませんから」と、矢継ぎ早に答えた。

しかし、Aさんの家族は、次の日朝一番で、Aさんに入れ歯安定剤だけでなく衣類や金銭を差し入れに来ていた。

準抗告

私は、Aさんの病気が今回の事件に関係しているのではないかと考えていた。Aさんに必要なのは刑罰を科すことではなく、治療や福祉的な支援であると思った。そこで、再度の執行猶予を目指すことにした。同時に、Aさん、そして疲れ果てているAさんの家族への支援のため、社会福祉士に協力を依頼することを決めた。

警察の留置所での社会福祉士による面会は、警察官の立会いがつき、時間も1回15分間と限られている。Aさんの問題をきちんと理解してもらうためにも、社会福祉士にはゆっくり時間をとって面会してほしい。そこで、勾留に対する準抗告を申し立てることにした。Aさんの家族で身元引受人になってくれる人はいない。Aさんとも相談し、私が弁護士としてAさんの身元引受人になることを決めた。

裁判官との面談では、Aさんの家族は、身元引受人にはなってくれないが、警察に差し入れに来てくれたり、これまでもAさんの行動を実質的に監督してくれていたことを伝えた。執行猶予中の犯行で、家族による身元引受書もない。正直言って、準抗告は認められないと思っていた。ところが、裁判所から夜遅く電話があり、準抗告が認容されたことを知らされた。Aさんは釈放されることになったのである。

弁護人の地位を失う

Aさんが釈放されたことで、弁護人としてAさんの福祉的支援のための活動にじっくり関われると考えていた。しかし、不勉強だった私はここで気がついた。釈放により、国選弁護人選任の効力が切れていたのである。Aさんは一銭も自由に使える所持金がないので、私選弁護人契約を結ぶことはできない。無償の私選弁護人契約を結ぶことも考えたが、一度私選契約を結んでしまうと、公判請求をされた後、国選弁護人に切り替えることができなくなってしまう。ここからしばらく私は、弁護人としてではなく、身元引受人としてAさんと関わっていくことになった。

社会福祉士との連携

Aさんの家族に、Aさんが釈放されることになったと連絡をした。すると、Aさんの家族は、「昨日、差し入れに行ったとき、警察官に今回は執行猶予中だから長くなると思うと言われたのに、弁護士さんは何をしてくれたのですか。私たち家族は全員、Aがこのままずっと帰ってこないと思って、心穏やかだったのに。家に入れたくない」などと怒った。さすがに私の家で預かるわけにはいかないし、家に入れてもらえないと困る。身体拘束の要件や必要性をみたまないことについて、一生懸命説明した。家族の言葉を聞いて、身体の拘束は重大な人権侵害で解放されるのが良いことと当然のように考えていた私は、間違ったことをしたのだろうかと思分悩んだ。

こんなやりとりがあったものの、釈放されたAさんは無事に自宅に戻った。約1週間の逮捕勾留中に、Aさんは数カ月前にやっと見つけたアルバイトを首になってしまっていた。もう一度仕事探しをしようと聞いたAさんに、家族は「裁判が終わるまで家にいなさい」と、Aさんの行動を気にかけて。私も身元引受人として、Aさんに毎日電話をして、Aさんの様子を確認した。Aさんは「今日も1日、何も問題はありませんでした」と報告してくれていた。

ところで、今回、私にはAさんの件をどうしてもお願いしたい社会福祉士のHさんがいた。以前、勉強会で知り合った方で、明るくパワフルなHさんなら拗れたAさんの家族関係を修復してくれるはずだと思っ

たからだ。しかし、国選弁護人でないと、弁護士会に社会福祉士との連携のための援助金申請をすることができない。

弁護人でない私が、どこまでの活動をすべきなのか。単なるお節介ではないのか。弁護士になって約半年、この頃の私は少し臆病になっていた。しかし、何もしないことに、いてもたってもいられなくなった私は、社会福祉士のHさんに面談をお願いした。Aさんの状況を確認したHさんは、その場で、検察庁の社会復帰支援室の知り合いに電話で話をしてくれた。社会復帰支援室の方は、「検事から繋いでもらわないと私たちは何も動くことができない。弁護士から検事に社会復帰支援室に繋ぐよう申し入れてもらう方法しかない」と言った。

実は、Aさんが釈放された翌日、私は担当検察官に電話で、処分の見通しを尋ねていた。検察官からは「執行猶予中の犯行ですから、当然公判請求します」と言われていたこともあり、不起訴処分を得ることは諦めていた。しかし、今、何かをできるのは私しかない。そこで、急遽、明後日に控えたAさんの検事による取調べの前に、不起訴処分および社会復帰支援室へ繋ぐよう求める意見書を送ることにした。

検察官への意見書には、スーパーとの示談は成立しなかったが、Aさんが店長に対して書いた「同じスーパーには二度と入らない」ことを誓う謝罪文、「二度と犯罪をしない」という反省文、Aさんの病気に関する資料を添付した。

釈放後の万引き

検察官による取調べがあった日の夜遅く、Aさんから電話があった。

Aさん まだ、検察庁にいるんです。

私 ずいぶん、長いですね。

Aさん スーパーの防犯カメラ映像を見せられています。防犯カメラに映っていて、嘘をつけないので、正直に話します。実は、釈放された後に、同じスーパーに行って、ジュースとアイスを買ってしまいました。

私 ……。何ですか?! (それも商品、増え

てるし！)

事務所からの帰り道、私は、考えていた。私が身元引受人になって準抗告せずにAさんがあのまま勾留されていたら、Aさんはまた万引きをすることもなかったのではないか、Aさんの家族も心穏やかな日々を過ごしていたのではないか、国選弁護人として早期に社会福祉士との連携もできたのではないか。Aさんが再度の執行猶予を得られる機会を私が奪ってしまったのではないか……。気がついたら、電車を何駅も乗り過ごしていた。

この出来事の後、身元引受人である私は、Aさんの行動が心配でならなかった。電話が鳴るたびに、Aさんに何かあったのではないかとドキドキした。Aさんの家族は、何十年もこんな思いをしてきたのだと思った。いや、比べられないほど心配だったはずだ。

病院への同行

Aさんは、いつも夜中になると、目が冴えて眠れなくなり外に出てスーパーに行き、飲み物などを繰り返し万引きしてしまっていた。頭では悪いことはわかっているが、我慢ができないと言う。私は、Aさんの症状を知るため、Aさんの精神科への通院に付き添うことにした。

事前に1万円の面談料がかかると言われていたが、Aさんの主治医は私が国選弁護人(であった者)だと知ると、「国選弁護人の報酬って安いんでしょ」と言って、その日は無料で面談をしてくれた。主治医は今回の事件はAさんの統合失調症のみならず、発達障害が影響しているのではないかと言った。後に、主治医は、診断書の中で「刑務所に収監するだけでは解決しない」との意見を書いてくれた。

被告人国選弁護人への選任

Aさんが公判請求されたのは、釈放から約3週間後であった。なお、釈放後の万引きについては、現認されなかったからか追起訴はされていない。国選弁護人選任要望書を法テラスに出してあったので、私は再びAさんの国選弁護人に選任された。裁判所に選任書を受け取りに行くと、公判期日が1カ月後に

指定されていた。やっとなと国選弁護人に選任されたのに、あと1カ月で公判期日なんて、私にはどこまでの活動ができるのかと途方に暮れた。しかし、途方に暮れている暇はない。

この事件において、私はAさんの統合失調症、発達障害が犯行に影響を与えたことを犯情として主張し、一般情状として社会福祉士等による更生支援計画が立てられていることを主張しようと考えていた。

そこで、すぐにAさんの精神科通院、入退院時の記録やカルテの23条照会を行うと同時に、弁護士会に社会福祉士との連携のための助成金を申請し、社会福祉士のHさんと本格的にAさんの更生支援について考えていくことにした。

更生支援に向けた活動

取り寄せたAさんの十数年前からのカルテや看護記録を読んで、統合失調症の急性症状がいかに大変であるか、家族が長年Aさんを一生懸命に支えようとしてきた事実が良くわかった。そのような長い経過をたどり、現在家族はAさんを見放し、Aさんは家庭内で家族との会話はほぼなく、食事も一人で食べるなど孤立した生活を送っている。いなくなれば良いのに、と家族全員から言われていた。

社会福祉士のHさんは、Aさんとの面談後、家族を世帯分離し、Aさんが生活保護を受けながら暮らす道がないか考えた。Aさんが生活保護を受けながら地域で暮らして行くためには、周囲のサポートが必須である。そこで、Hさんは、Aさんが暮らす地域の行政の福祉課や地域包括支援センターと連絡を取ってくれた。支援の必要性についてなかなか理解を示してもらえなかったが、Hさんからの説得のおかげで、行政の福祉課の方にはAさんの状況をより詳しく理解してもらうために、通院にも同行していただくことができた。その後、Hさん、行政の福祉課、地域包括支援センターの担当者等とともにケース会議を行った。

ところが、Aさんが世帯分離をしたとしても、Aさんの暮らす地域では生活保護を受けるのは難しいことがわかった。また、Aさんが行くようなデイケア施設を見つけることも、Aさんの家に定期的に行政の担当者が訪問することも難しいとのことであった。Aさ

んが一度刑務所に行けば、それをきっかけに家族を分離することができるのではないか、老人ホーム代わりに刑務所に行くのもよいのではないか、そんな意見もあった。

Aさんが暮らす地区をカバーしている民間支援団体にも連絡を取った。しかし、刑務所に行くのか行かないかわからない状況では、支援をすることは難しいと言われた。

さらに、Aさんの家族は、Aさんに家から出て行ってほしいと思っはいるが、Aさんが生活保護を受けながら暮らすことには反対であった。また、私が電話をすると毎回、「刑務所に入ってほしいと思っている私たち家族の想いが伝わってないのですか」ときつく言われるばかりで、物理的、金銭的支援をお願いすることも到底無理だった。

Aさんは、家族からの支援のみならず福祉においても制度の狭間にあり、どこからも支援を受けていない、また、受けられない状況にあった。そんなAさんを受け入れてくれた唯一の施設が民間のクリニックであった。裁判前に何か行動に移しておきたいとの考えもあり、急遽、Aさんを連れて民間クリニックのデイケアへ見学に行くことにした。このクリニックがAさんにとって最適な施設なのか悩みもあったが、とにかく受け入れてくれる施設はここしかなかったのである。行政の福祉課の担当者が付き添ってくれた。そして、クリニックの勧めで、見学の翌週から毎日、Aさんはデイケアに参加することになった。

しかし、1日参加しただけで、Aさんは通うことをやめてしまった。長時間で疲れるし、家にいたいとの理由からである。

公判期日

第1回の公判期日は、検察官の証拠調べまでで終わらせてもらった。第2回公判期日、弁号証として、Aさんの主治医の診断書(主治医の意見が書かれている部分は不同意。証人として来てもらえないか打診したが、仕事との関係で難しいと断られる)、Aさんのカルテ、看護記録、反省文、示談経過報告書、更生支援計画書を提出し、社会福祉士のHさんの証人申請を行った。公判期日には、Hさんの知り合いの保護司の方々がHさんの呼びかけで傍聴に来てく

れた。裁判で更生支援計画を立証しても、それが実際に活用されるかは計画書を引き継ぐ保護司の理解によって変わってくるため、より多くの保護司に更生支援計画への理解を深めてもらいたいとの思いからである。

Hさんへの証人尋問では、検察官から、Aさんに対する更生支援について、いまだ具体的な支援策が立てられていないことを指摘された。もっともな指摘であった。

自分の道を選択しながら生きること

Aさんは、軽い鬱状態になると、家に閉じこもってしまう。必要最小限度の外出以外は外に出たくないという。こちらばかりが一生懸命になり、Aさんに支援の必要性が伝わらないことが多くあった。Aさんは、家族から刑務所に行けと言われていたし、自分でも刑務所に行くのは仕方ないとも考えていた。本人の理解を得ること、本人の意思を尊重した更生支援の難しさを感じていた。それは、本人のせいではなく、弁護人である私の力量不足が原因であった。

Aさんが民間クリニックのデイケアには通わないと決めたのは、第2回公判期日の約1週間前だった。その数日後、Aさん、社会福祉士のHさんと事務所で最後の打ち合わせをした。Aさんによく話を聞くと、すべての支援を拒否しているわけではなく、もう少し自分のペースで通えるデイケアなら行く意思はあるとのことだった。「自分は甘えん坊だから、本当は首根っこをつかまえて、連れて行ってもらいたい」とも思っていると言った。また、この間、私やHさんから出された課題にも一生懸命取り組み、Aさんなりに自分の将来を考えてきていた。Aさんは、家でこれまで好き嫌いを残していた食事を全部食べるようになったり、苦手な掃除を手伝うなど、家族との関わり方もみずから変えようと努力していた。

社会福祉士が更生支援計画を考えるのは、決して裁判で刑を軽くするためではない。その人の社会での「生きづらさ」を解消するためである。Aさんの意に沿わない支援計画を立てても無意味だ。社会福祉士のHさんは、「何をするかはAさんが決めること。今までAさんは選ぶこともできなかった。今までの生活を変えたいと言ってくれただけで良い。その言葉を信じ

てやっていくしかないから」と話した。裁判には間に合わないが、Aさんが生き方を自分で選べるような、支援策を模索していくしかなかったのである。

判決期日

判決直前、HさんがAさんの言葉通り「私はAさんの首根っこをつかまえてでも、支援に繋げていきますからね」と話すと、Aさんは「面倒くさいことは嫌だ」と言った。私もHさんも、またそんなこと言っていると聞き流した。

そして判決の時、裁判長が「被告人の家族は来ていますか」と聞いた。Aさんの家族とは、結局、一度も会えなかったし、当然判決期日にも来てはもらえなかった。しかし、社会福祉士のHさんが、傍聴席でAさんを見守ってくれた。

懲役1年、執行猶予3年、保護観察付きの再度の執行猶予判決だった。裁判長はその説論の中で、再度の執行猶予を付すかどうか迷ったこと、弁護人や社会福祉士が汗をかいて活動してくれてきたのだから二度と罪を犯さないように、これから保護観察官と社会福祉士の言うことをきちんと聞くようにとAさんに話した。

「刑務所に行ってもよい」と言っていたAさんだったが、判決を言い渡されたときの表情はとても安堵に満ちていた。Aさんに必要なのは刑罰ではなくて福祉的な支援そして社会への包摂だと強く信じていた社会福祉士のHさんは、判決の後、「体が震えるくらい嬉しい。同時に、これからの責任の重大さを感じる」と言った。

更生支援計画の引き継ぎ

国選弁護人としての活動は、判決が出たら終わる。しかし、Aさんのために本当に必要な活動はここから始まる。判決が出るまでの社会福祉士への活動に対する報酬については、弁護士会から補助金が出るが、判決後のAさんへの支援については、社会福祉士も無報酬で関わっていくことになる。あとは社会福祉士にすべてお願いとはいかない。どこまで、そして、いつまで支援に関わっていくべきか、自分でもまだわからないでいる。ただ、他の支援者に安心して任せら

れるようになるまで、Aさんのことは責任を持って見守っていこうと思う。

Aさんは、判決が確定したら(2018〔平成30〕年9月末)、まず保護観察所に行き、地域の保護司に繋げられる。私と社会福祉士のHさんとで保護観察所に同行し、更生支援計画の引き継ぎを行う予定である。HさんはAさんの隣区で保護司にも登録されている。そこで、Hさんが、区をまたいでAさんの保護司になれないか交渉中だ。仮にHさんがAさんの保護司になれなくても、Aさんの保護司と協力して活動していけるようお願いしている。

Aさんが暮らす地域の行政の福祉課の担当者、地域包括支援センターの担当者、民間団体の支援者も改めてAさんの支援について考えてくれると言っており、近日中に再びケース会議を開く予定でいる。

Aさんの家族は、Aさんが刑務所に行かなかったことを不満に思っているかもしれない。しかし、Aさんがたとえ刑務所に行っていたとしても、少しの間だけ安心感を味わうだけで、問題を先延ばしにするに過ぎない。

家族の想い、Aさんの気持ち、自分の考えの中でずっと悩んできたが、今は、はっきり言える。Aさんの更生に必要なのは、刑務所に行くことではなく、Aさんが社会に理解され、自分の道を自分で選びながら生きていくことである。

